

1. 前書き 2. 指標連動方式の基本的な考え方

- 質の高い公共サービスの実施を目的とするもので、性能規定を指標に反映することによって民間事業者の創意工夫による業務の効率化やサービス水準の向上を促すとともに、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するもの
- 公共施設等の管理者等が民間事業者に対してサービス対価を支払うPFI契約等のうち、管理者等が求めるサービス水準に関する指標を設定し、民間事業者に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる方式である。
- ①いわゆる性能発注を前提とする、②管理者等から民間事業者に対してサービス対価が支払われる事業において採用可能

3. 検討プロセス

- 事前の検討段階において、指標連動方式の導入についても検討を行う。サウンディング等による事業者の意見聴取も有用。
- (PFIの場合)実施方針に支払メカニズム・指標・モニタリングルールに関する基本的な考え方を記載する。
- (PFIの場合)特定事業選定時のVFM評価では、管理者等が定める業務要求水準を過不足なく満たすことを前提に算定。
- 入札公告時に、支払メカニズム・指標・モニタリングルールの詳細を示す(モニタリングルールは提案事項とすることも可)。
- 事業に係る契約に、支払メカニズム・指標・モニタリングルールを盛り込む。

4. 指標の設定

- 契約の目的との関係で本質的な要素を指標として設定することが必要。
- 指標連動方式における指標は、関係者間で合意したモニタリング可能なものが設定。
- 管理者等が求める業務要求水準等を明確化。
- モニタリングの可能性を考慮し、全ての業務要求水準等を指標として設定することは要しない。
- 民間事業者においてリスク管理できない事由に係る指標を設定すべきではない。
- 減額のみならずインセンティブの付与(増額、契約期間延長・業務追加等)についても用いることができる。

5. サービス対価の支払いメカニズム

サービス対価＝指標の達成状況によって定められるサービス対価＋その他サービス対価

指標の達成状況によって定められるサービス対価
＝基準支払額 ± 指標に基づく調整

- サービス対価の一部または全部を指標と連動させる。
- 基準支払額は、業務要求水準を過不足なく満たす場合におけるサービス対価。
- 基準支払額から増額する場合、予算措置を講じることが必要である(債務負担行為の設定含む)。
- 施設整備費について、BTOでは原則として維持管理の指標と連動させない。
- リスクを低減する観点から、減額限度額を設けることも考えられる。

6. モニタリング

- 業務要求水準、指標、サービス対価の支払方法、モニタリングの一体運用
- モニタリングの方法・体制等について、民間事業者の意見を収集することが有効
- モニタリングの第三者への委託も考えられる

7. 「サービス対価」以外での指標の活用(高評価時における契約延長オプションや事業範囲の拡大、次回以降の入札における優遇等)

モニタリングガイドラインとの関係

モニタリングに関するガイドライン(抄) (平成30年10月23日改正)

一 モニタリングの基本的考え方

2 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組みの構築

(2) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組みの内容

PFI事業においては、一般的に選定事業者に対するサービス対価の支払は施設やサービス等の供用開始後に、適切なサービスの提供に対してなされる。このため、経済的な動機を与える効果的な方法として、提供される公共サービスの履行状況に応じた減額措置が考えられている。

※ 一方、経済的な動機を与えるため、サービスレベルに応じた対価の支払額を決定する考え方もある。例えば、管理者等が必要とする公共サービスについて提供された量(利用量)に応じて支払う方法(一定の単価に利用量を乗じた支払方法)や、公共サービス水準の質又は提供された量(利用量)が一定水準を超えた場合に、それに対応する部分の対価を支払うという考え方もある。ただし、これらの場合には、以下のような点に十分に留意する必要がある。

- ・サービスレベルに応じた対価の支払のための予算を確保するためには、サービスレベルに応じた対価の支払の必要性及びサービスレベルの算定方法について合理的に説明できること。
- ・特に、質及び量が一定水準を超えた場合にそれに対応するサービス対価の増額部分を支払う場合、そもそも「質」及び「量」が必要とするレベルを超えているものについて、予算の適正な執行という観点からの合理的な説明ができないといった点に留意する必要がある。

「指標連動方式の基本的考え方」はモニタリングガイドラインと矛盾するものではない。

モニタリングガイドラインの「一方、経済的な動機を与えるため、サービスレベルに応じた対価の支払額を決定する考え方もある」との規定の明確化を行っている。